

行田子ども居場所ネットワーク 運営規約

(名称)

第一条 本会は、行田子ども居場所ネットワーク（以下、「ネットワーク」という）と称する。

(目的)

第二条 ネットワークは、「子どもを真ん中に」という理念を大切に、行田市内で子ども食堂に携わる活動団体が集い、互いの実践を学びあうことを通して、子ども食堂の活動がさらに広がることと併せて、活動をめぐり、地域の理解や官民連携が進んでいくことを目的とする。

(活動内容)

第三条 ネットワークは、次の事項について取り組むこととする。

- (1) 行田市内の子ども食堂等の新規立ち上げに関する支援
- (2) 活動に役立つ情報の収集・共有や団体同士の実践交流の場づくり
- (3) ホームページ等を活用した情報発信による、子ども食堂の広報や理解の推進
- (4) 企業や団体、個人などからの寄付の受付やその管理運営
- (5) 他市町村のネットワークとの交流・情報共有
- (6) その他、目的の達成のために必要と認められる活動

(事務局)

第四条 ネットワークは、埼玉県行田市忍1-1-10に事務局をおく。

(構成)

第五条 ネットワークは、会の趣旨に賛同し、入会を希望する、以下の団体をもって構成する。

(1) 行田市内で、子ども食堂、フードパントリー、学習支援、居場所活動等の実践を行っている団体を「会員」とする。実践については以下を条件とする。

- ・子どもがいる活動であること
- ・営利を目的としたものではないこと

(2) ネットワークの運営を円滑に行うため、「会員」の中から会を代表する会長1名、それを補佐する副会長1名、監事1名、会計2名を決めることとする。それぞれの任期は原則1年とし、再任は妨げない。会長・副会長については次項の総会において定める。

(総会)

第六条 総会は会長が招集する。定例総会は年1回行い、予算・決算報告・監査報告、事業計画、事業報告、およびその承認を行う。また、臨時総会は会員の求めにより、必要に応じて招集できる。

(総会の定足数)

第七条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出をもって

これにかえることができる。

(入会・退会)

第八条 ネットワークへの入会、又は退会を希望する団体は、事務局にその旨を届けることとする。

(経費)

第九条 ネットワークの運営、事業実施にかかる経費は、内容や実施形態の状況に応じ、事務局を中心に会員同士で協議の上、財源確保に努める。

(附 則)

1、設立時の役員を下記とする。

会長：野口 智子 (NPO 法人わわわ工房)

副会長：斎藤 真由美 (コミュニティサロン クリスタルマユ)

監事：藤井 尚子 (サロン柿の木)

会計：榊原 順子 (コミュニティサロン クリスタルマユ)

岡田 利江子 (コミュニティサロン クリスタルマユ)

2、この規約は、令和5年10月20日から施行する。